

石川県原子力環境安全管理協議会 議事概要

1. 日 時：令和8年3月25日（水）13時30分～14時30分
2. 場 所：石川県庁 議会庁舎1階 大会議室
3. 出席者：委員21名、説明者、事務局他
4. 議事概要：

（１）「志賀原子力発電所の運転状況等四半期報告（令和7年度第3四半期）」、「志賀原子力発電所令和8年度運転計画」、「志賀原子力発電所運転状況等報告（前回協議会以降）」について、北陸電力から説明があった。

（委員）他の地域で志賀と同様に国土地理院により推定活断層と判断されて、ボーリング調査、地質調査の結果、それらが否定されたことはあるか。

（電力）福井県若狭のもんじゅの発電所周辺で推定活断層が指摘され調査している。全国のサイト付近においても、新しく推定活断層が示されれば追加調査し、過去の知見と同じ場所であれば、既往のデータで説明する流れとなっている。

（委員）空中写真判読は一般的に信憑性があるのか。

（電力）活断層調査は、空中写真で断層を想定するが、地下の確認により断層ではない場合があり、推定活断層が全て活断層という訳ではない。新しい文献等が出れば、その場所の知見や地質データがない場合は調査をするのが通常の流れである。

（委員）活断層の調査は、北陸電力の考えで行うのか、規制庁のアドバイスがあるのか。

（電力）基本的には北陸電力の考えで調査する。結果は規制庁に報告し審査される。

（２）「志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書（案）（令和7年度第3報）」、「志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書（案）（令和7年度第2報）」、「質問回答 大気中放射性物質の全β放射能について」について、事務局から説明があり、協議会として承認された。

（３）「原子力発電所に対する規制検査結果」について、志賀原子力規制事務所から説明があった。

（委員）運転員能力の検査には、チーム検査と日常検査があるが、違いは何か。

（規制事務所）志賀規制事務所の職員が検査するのが日常検査であり、本庁（規制庁）のチームが専門的に検査するのがチーム検査である。チーム検査における運転員能力・運転責任者の適切性の確認は、中央制御室において当直長の運転責任者としての資格を確認する試験が行われていることを確認するもの。セーフティ日常検査における運転員能力の確認は、規制事務所職員が中央制御室において運転員のシミュレーター訓練を確認するもの。

（委員）チーム検査の結果は問題ないという判断でよろしいか。

（規制事務所）問題ない。

（委員）検査は北陸電力の社員や委託会社の作業員など誰を対象に評価しているのか。

（規制事務所）北陸電力の社員を含む発電所の運営に関わる全ての人を対象としている。

（委員）協力会社に指摘事項があった場合、どのように是正を行うのか。

（規制事務所）北陸電力が協力会社の指摘事項を含めて是正に責任を持つ。

（電力）安全性に一義的な責任を持っているのは北陸電力である。非常に些細なことを含めて記録し、規制庁の検査官に確認いただいている。なお、多くの不具合等については会社として発見し改善することで安全を確保している。

（４）令和7年12月25日に開催された協議会の議事概要をホームページ公開していることについて事務局から報告があった。